

今年も夏のコンプライアンス推進週間がやってきました。平成24年度より開始したeラーニング研修も、早7年目を迎え、定着しつつありますが、残念ながら、未だ不祥事根絶には至っておりません。



今回のeラーニングは、新たな事例を加えた上で、5つの問題形式でコンプライアンス研修を行います。この研修で得た知識を「きっかけ」として、さらに、「信頼される学校・教職員」をめざし、各所属で不祥事根絶に向けた取組を深めていただければ幸いです。

※ 矢印()をクリックしてください。

 [次のページへ](#)

(注) 本研修で取り上げる事例は、全て他県の事例を参考にしています。また、懲戒処分は各教育委員会ごとの判断であり、事例の背景や当事者のそれまでの勤務状況等は様々であることから、同様の事例でも処分は異なります。

(問1) 次の事例において教職員は、懲戒の対象となるでしょうか。

公立小学校の50代の男性教諭は、自宅で500ミリリットルの発泡酒を4本飲み、午後11時頃就寝した。翌日午前6時30分頃、散歩しようと公園に車で向かう途中、縁石に乗り上げる自損事故を起こした。



① 対象となる



② 対象とならない

① 対象となる

呼気1リットル中、**0.15mg以上アルコールが検出**されれば、**飲酒運転**(酒気帯び)となります。その判断は、睡眠時間の長さとは関係ありません。

また、**一般的に**、1単位のアルコールを分解処理するには、成人男性(体重 60kg)で**約4時間**必要です。アルコールの分解能力には個人差がありますし、その日の体調などにより、さらに時間を要する場合があります。

◇**飲酒運転に対する標準的な処分量定**「教職員の懲戒処分の指針(徳島県教育委員会)」より

非違行為(具体例)	免職	停職
(1) 相手方を死亡させた教職員	○	
(2) 相手方に重傷を負わせた教職員	○	
(3) 相手方に軽傷を負わせた教職員	○	
(4) 他人の所有物に損傷を与えるなど交通事故を起こした教職員(自損事故を含む)	○	
(5) 上記(1)～(4)以外で、飲酒運転をした教職員	○	○

※ 飲酒運転をした管理職員(管理職手当の支給を受ける教職員)は、原則として、免職とする。

➡ [次のページへ](#)

(参考) **アルコール1単位**(純アルコール量20g)とは

○ビール中瓶 1本(500ml) ○日本酒 1合(180ml) ○酎ハイ 1缶(5% 500ml)
○ウイスキーダブル 1杯(60ml) ○ワイン ボトル1/4本(180ml)

私たちは、「**交通事故を起こしたとき**」や「**交通違反で検挙されたとき**」などには、**ささいなことでも、速やかに校長に報告**しなければなりません。さらに、校長は、教職員が「**交通事故を起こしたとき**」や「**重大な交通違反で検挙されたとき**」などには、**速やかに教育委員会に報告**しなければなりません。

なお、「**重大な交通違反**」とは、

- ・ 飲酒運転(酒気帯び・酒酔い)
- ・ 無免許運転
- ・ 速度超過(時速30km以上、高速道路では時速40km以上)
- ・ 過去の違反による累積点数が6点以上となる

が当てはまります。

➡ [次のページへ](#)

(問2) 次の事例において教職員は、懲戒の対象となるでしょうか。

公立高校の20代の男性教諭は、勤務する高校の女子生徒に、「かわいいね」、「お洒落なカフェに行こう」などと、ラインを使って連絡をとった。二人は校外で会ったことはない。

生徒が、「男性教諭からのライン」を保護者に見せて、明らかになった。



① 対象となる



② 対象とならない

① 対象となる

通話及びメールやライン等による児童生徒との**私的な**やりとりは、**禁止されています**。また、セクハラ行為全般は、行為者にセクハラ of 意図がなくても、**受け手側が、「いやだ」「セクハラを受けた」と感じれば**、セクハラと認定されます。

◇児童生徒に対するわいせつ行為等の標準的な処分量定[概略]

「教職員の懲戒処分の指針(徳島県教育委員会)」より

非違行為(具体例)	免職	停職	減給	戒告
児童生徒に対し、わいせつな行為を行った教職員	○			
児童生徒にセクシャル・ハラスメントを行った教職員	○	○	○	



次のページへ

(いつも意識してほしいこと)

○「この程度のことは……(許容されるだろう)」と錯覚しない。

○児童生徒から「好き」等を表す言葉があっても、

自らの立場を忘れず、勘違いしない。

○相手の人格を尊重する。

○生徒の向こうにはいつも保護者がいる。

➡ 次のページへ

(問3) 次の事例において教職員は、懲戒の対象となるでしょうか。

公立中学校の30代の男性教諭は、顧問を務める部活動において、生徒が練習に集中しないことに腹を立て、「アホ」、「ボケ」などの暴言を浴びせるとともに、胸ぐらをつかんで座らせ、生徒にけがはなかったが、40分間正座をさせた。

➡ ① 対象となる ➡ ② 対象とならない

① 対象となる

けがをしなくても、児童生徒に**肉体的苦痛を与えた**(長時間にわたる正座など)と判断されれば、**体罰**に該当します。

また、過去10年間(平成20～29年度)における**本県**の教職員の**体罰**による懲戒処分者数は、**停職2, 減給2, 戒告4**となっています。

◇**体罰等に対する標準的な処分量定** 「教職員の懲戒処分の指針(徳島県教育委員会)」より

非違行為(具体例)	免職	停職	減給	戒告
(1) 体罰により児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員	○	○		
(2) 体罰により児童生徒に傷害を負わせた教職員		○	○	○
(3) 児童生徒に上記以外の体罰をした教職員			○	○
(4) 侮蔑的な言動により児童生徒に著しい精神的苦痛を負わせた場合	体罰の量定に準じて取り扱う			

➡ 次のページへ

(体罰・暴言のおもな要因)

○「**これぐらい**」という認識の**甘さ**が起こした。

○一時的に感情が高まり、**カッ**となって起こした。

○部活動において勝利至上主義となり、**勝つためには仕方ない**と思っている。

○自分の**思い**や**熱心な指導**が、理解されていると**過信**している。

☆同僚であっても、**不適切な指導**があった場合は、速やかに上司に**報告**し、早期対応を図る。(「**体罰**」を行う者は**常習的**な場合が多い。)

☆恐怖感などの精神的苦痛を与える「**暴言**」は、体罰と同様に、教育上不適切な行為であり**許されない**。

➡ 次のページへ

(問4) 次の事例において教職員は、懲戒の対象となるでしょうか。

公立高校の40代の女性事務職員は、2月末から3月上旬にかけて、事務室の金庫内に保管していた生徒会費を、「車のローン」に充てるため取り出した。
なお、女性は、一週間後に全額を弁済した。



① 対象となる



② 対象とならない

① 対象となる

当たり前のことですが、**個人の金銭**と**公金**や**学校徴収金**等は、**明確に区別**しなければなりませんし、**一時的でも公金等の個人的流用は許されません**。

◇公金等の取扱いに対する標準的な処分量定

「教職員の懲戒処分の指針(徳島県教育委員会)」より

分類	非違行為等の具体例	免職	停職	減給	戒告
横領	公金(学校徴収金等を含む。以下同じ。)又は県等の財産(学校徴収金等の諸会計に係る財産を含む。以下同じ。)を横領した教職員	○			
窃取	公金又は県等の財産を窃取した教職員	○			
詐取	人を欺いて公金又は県等の財産を交付させた教職員	○			
公金又は県等の財産の不適正処理	自己保管中の公金の流用等、公金又は県等の財産の不適正な処理をした教職員		○	○	
公文書偽造	公文書を偽造した教職員	○	○		

次のページへ

(気をつけること)

- 出納簿や領収書は**きちんと整理**する。
- 学校徴収金等については、必ず、**決算報告**を行う。
- 部費や学級費等についても、**複数で処理**し、必ず、**会計報告**を行う。
- 納入業者とは**親密になり過ぎない**ようにする。

➡ 次のページへ

(問5) 次の事例において教職員は、罪に問われるでしょうか。

中学校の30代の男性教諭は、交際している女性のスマホに、無断で盗難・紛失対策用アプリをダウンロードし、そのアプリを遠隔操作した。

後日、女性がスマホを買い替える際このことに気づき、警察に被害届を提出した。



① 罪に問われる



② 罪に問われない

① 罪に問われる

平成23年の改正刑法に不正指令電磁的記録供用罪が新設されて以降、この手の新しいタイプの犯罪が、徐々に増えてきています。被害に遭わないための対策として、専門家は、「勝手に他人にインストールされないようにするためには、スマホのロック画面を確実にかけ、他人に触られないようにすることが大切だ」と話しています。

また、この犯罪は、「スマホを自由に使える関係」がベースになっており、「他人にスマホを安易に渡さないよう」、教職員や児童生徒に注意喚起することも、有効だと考えられます。

➡ [次のページへ](#)

今回の研修は、「事例から学ぶ」をテーマとし、それぞれの事例に対する「標準的な処分量定」や「その対応策」、「関連する知識」等を紹介しています。

月並みな言葉ですが、全ての教職員が「これぐらいなら大丈夫だろう」という軽率な判断をせず、不祥事を「自分のこと」として捉えることが、不祥事根絶の第一歩になります。

今回のeラーニングで得た「知識」を活用し、そして、「意識」を更新し、「教職員としての誇りと自覚」を高める取組を、ともに充実させていきましょう！



eラーニングによるコンプライアンス研修、お疲れさまでした。
アンケートの提出に御協力ください。